

令和2年度の後期高齢者医療保険料について

《保険料の考え方》

後期高齢者医療保険料は被保険者個人ごとに計算され、一人ひとりの負担能力（所得額）に応じて公平に納めていただいています。

《均等割額・所得割率が変わります》

令和2年度から、後期高齢者医療保険料の均等割額と所得割率が次のとおり変更になります。被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、後期高齢者医療保険制度へのご理解とご協力をお願いします。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度	比較
均等割額	43,440円	50,640円	7,200円増
所得割率	8.25%	9.55%	1.3ポイント増

保険料の算定方法

$$\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額64万円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ \text{50,640円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{前年中の総所得金額等} \\ - \text{基礎控除額 33万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{所得割率} \\ 9.55\% \end{array} \end{array}$$

《保険料の軽減について》

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
【令和元年度における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7.75割	7割(本則)
【令和元年度における8割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得がない場合)	7割(本則)	
33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下	5割	
33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下	2割	

※保険料額は7月中旬に決定し、保険料額決定通知書でお知らせします。

☆制度内容や手続について、詳しくは『島根県後期高齢者医療広域連合』のホームページをご覧ください。

島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.shimane-kouiki.jp>

【問い合わせ先】市保険課 保健・年金係（後期高齢者医療担当） ☎ 31-0215